《別添》

令和２年５月 25 日

事業者の皆様へ

事業活動再開に伴う感染拡大防止対策について

○　本日、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解除され、施設の使用制限（休業要請など）を段階的に解除することになりました。

○　事業活動の再開にあたっては、お客様やその家族を守り、また皆様の店・事業を守るためにも、各業界団体が策定するガイドラインを遵守するなど、感染拡大を防止するための対策を徹底していただく必要があります。

○　このため県では、業種別に感染防止対策で特に重要となる要素をまとめたチェックリストを作成しました。

○　事業者の皆様におかれては、この「チェックリスト」をご活用いただき、徹底した感染防止対策を実施していただきますようお願いいたします。

○　なお、このチェックリストは、WEB 登録すると「感染症防止対策取組書」が施設ごとに発行され、入口等に掲示することで、感染防止対策を「見える化」して PR することができますので、併せてご利用ください。（５月 26 日９時稼働予定）
（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/guidelines.html）

チェックリストについての問合せ先
産業労働局総務室
感染拡大防止チェックリスト係
電話（045）285-0650
WEB 登録についての問合せ先
新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル
電話（045）285-0536 又は、050-1744-5875
（音声案内で『４番』を選んでください。）